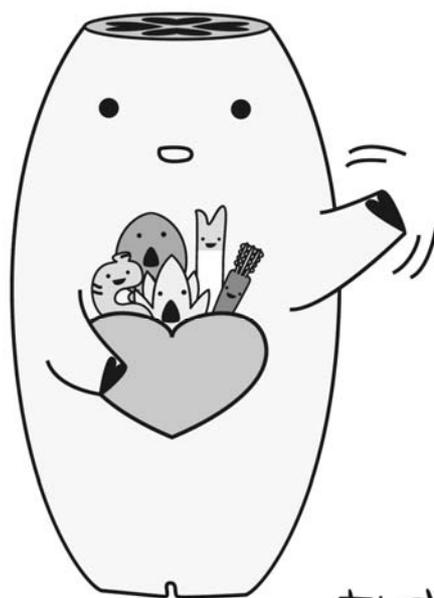


# 第5期愛西市障害福祉計画 第1期愛西市障害児福祉計画

みんなが自立し、その人らしく生き生きと、ともに暮らせるまち



あいさいさん

平成30年3月  
(2018年3月)

愛西市



# あいさつ

近年、障害の重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

愛西市では、平成26年度に「第4期愛西市障害福祉計画」を策定し、障害者総合支援法に基づく事業を展開してきました。

こうした中、昨年6月に児童福祉法が一部改正され、新たに「障害児福祉計画」の策定が必要となり、障害福祉計画の計画期間が満了することから、2つの計画を、一体的なものとして本計画を策定いたしました。

本計画においては、共同生活援助（グループホーム）のニーズが高いことから、平成31年度（2019年度）に3事業所整備し、障害のある方が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として整備してまいります。

また、障害のある方が地域のなかで安心して暮らせるようサービスを提供するとともに、障害のある方に対する誤解・偏見が生じないよう、障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発等、図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました愛西市障害福祉計画策定委員会の皆様や障害者団体、事業所の皆様及び関係各位に厚くお礼を申し上げます。

平成30年3月

愛西市長 日永貴章



# 目 次

|   |           |
|---|-----------|
| <b>第 1 章 計画策定にあたって</b> .....                | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の背景と目的 .....                          | 1         |
| 2 計画の位置づけ .....                             | 3         |
| 3 計画の期間 .....                               | 3         |
| 4 第 5 期障害福祉計画策定にあたっての留意点 .....              | 4         |
| 5 障害者計画と障害福祉計画の関係 .....                     | 4         |
| <br>  |           |
| <b>第 2 章 愛西市の障害のある方を取り巻く現況</b> .....        | <b>5</b>  |
| 1 障害のある方を取り巻く状況 .....                       | 5         |
| 2 障害福祉サービスの提供状況 .....                       | 11        |
| 3 地域生活支援事業 .....                            | 16        |
| 4 ヒアリング調査結果の概要 .....                        | 18        |
| <br>  |           |
| <b>第 3 章 計画の理念と基本方針</b> .....               | <b>20</b> |
| 1 基本理念 .....                                | 20        |
| 2 愛西市の障害福祉施策全般の基本目標 .....                   | 20        |
| 3 本計画の基本方針 .....                            | 22        |
| <br>  |           |
| <b>第 4 章 障害（児）福祉サービス等の事業量の見込みと成果目標</b> .... | <b>23</b> |
| 1 平成 32 年度（2020 年度）の成果目標 .....              | 23        |
| 2 障害福祉計画 .....                              | 29        |
| <br>  |           |
| <b>第 5 章 計画の推進体制及び評価</b> .....              | <b>50</b> |
| 1 計画の推進 .....                               | 50        |
| 2 計画の評価 .....                               | 53        |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 資料編 .....                  | 54 |
| 1 愛西市障害福祉計画策定委員会設置要綱 ..... | 54 |
| 2 愛西市障害福祉計画策定委員会委員名簿 ..... | 56 |



# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 障害者をめぐる社会動向

近年、障害の重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

### (2) 国の動向

国では、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障害者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」を施行されました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28 年 4 月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）及び雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

### (3) 愛西市の動向

---

愛西市（以下本市）では、平成 26 年度に「第 4 期愛西市障害福祉計画」を策定し、障害者総合支援法に基づく事業を展開してきました。平成 29 年度には、「第 4 期愛西市障害福祉計画」の計画期間が終了することから、国の法制度改革の動向をはじめ、愛西市の障害者福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、「第 5 期愛西市障害福祉計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

### (4) 計画策定に向けて

---

本計画は、障害者総合支援法による法定計画で、障害のある人が身近な地域で安心して暮らせるように、利用者が増加している障害福祉サービス等について、国が定める基本指針に基づき、本市における数値目標とサービス提供体制の整備方針を示すものです。また、本計画は児童福祉法による法定計画として、障害児のサービスについての整備方針を示す障害児福祉計画を一体的に策定します。

なお、本計画は障害者基本法に基づき策定している障害者計画の生活支援の事項のうち、障害福祉サービスに関する 3 年間の実施計画としての位置づけとなります。

## 2 計画の位置づけ

### 〔 法的位置づけ 〕

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

### 〔 市の上位・関連計画との位置づけ 〕

本市のまちづくりの基本方針である第 2 次愛西市総合計画、愛西市地域福祉計画等の上位計画及び他の関連計画との整合性を図り策定します。

## 3 計画の期間

第 5 期愛西市障害福祉計画は、第 4 期愛西市障害福祉計画（平成 27 年 3 月策定）の検証・評価をふまえて必要な見直しを行い、サービス基盤整備等に係る平成 32 年度末（2020 年度末）の目標値や平成 30 年度から平成 32 年度（2020 年度）までの障害福祉サービス等の見込量を設定します。計画期間は 3 年間とします。なお、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障害のある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

| H27 年度<br>(2015 年度)                                 | H28 年度<br>(2016 年度) | H29 年度<br>(2017 年度)                                   | H30 年度<br>(2018 年度) | H31 年度<br>(2019 年度) | H32 年度<br>(2020 年度) |
|---|---------------------|---|---------------------|---------------------|---------------------|
| 愛西市障害者計画 (第 1 期)<br>H19 年度(2007 年度)～H28 年度(2016 年度) |                     | 愛西市障害者計画 (第 2 期)<br>(H29 年度(2017 年度)～H38 年度(2026 年度)) |                     |                     |                     |
| 第 4 期愛西市障害福祉計画                                      |                     |   | 第 5 期愛西市障害福祉計画      |                     |                     |
|   |                     |   | 第 1 期愛西市障害児福祉計画     |                     |                     |

## 4 第5期障害福祉計画策定にあたっての留意点

〔 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針見直しの主なポイント 〕

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けた支援
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 発達障害者支援の一層の充実

## 5 障害者計画と障害福祉計画の関係

### 愛西市障害者計画

#### ◎根拠法令

障害者基本法（第11条第3項）

#### ◎位置づけ

障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画

#### ◎計画期間

- ※第1期：平成19年度（2007年度）～平成28年度（2016年度）  
（10か年）
- ※第2期：平成29年度（2017年度）～平成38年度（2026年度）  
（10か年）

### 愛西市障害福祉計画等

#### ◎根拠法令

障害者総合支援法（平成25年4月施行）

#### ◎位置づけ

障害福祉サービス等の確保に関する計画

#### ◎計画期間

- 3年を1期とする
- ※第1期：平成18年度（2006年度）～平成20年度（2008年度）
- ※第2期：平成21年度（2009年度）～平成23年度（2011年度）
- ※第3期：平成24年度（2012年度）～平成26年度（2014年度）
- ※第4期：平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度）
- ※第5期：平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）



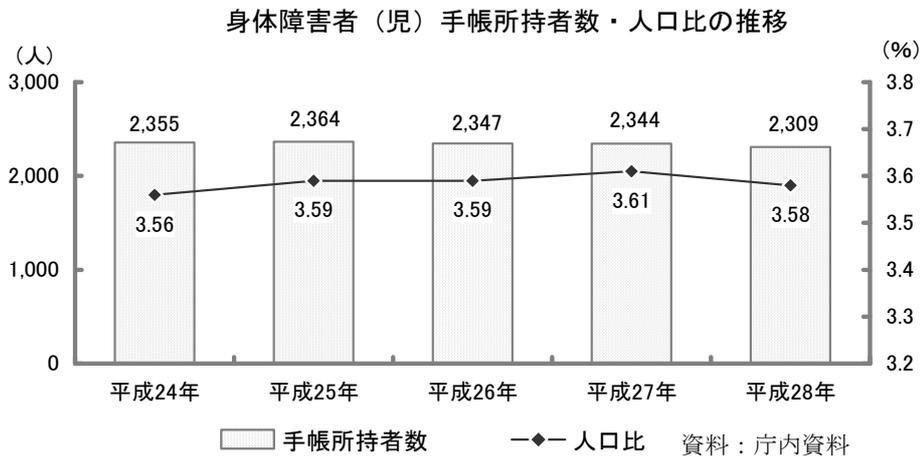
## 第 2 章

# 愛西市の障害のある方を取り巻く現況

### 1 障害のある人を取り巻く状況

#### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数・人口比の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成 25 年以降減少しており、平成 28 年では 2,309 人となっています。



#### (2) 障害種別身体障害者手帳所持者数

障害種別身体障害者手帳所持者数をみると、肢体不自由の人が最も多くなっており、1,223 人となっています。

障害種別身体障害者手帳所持者数（平成 28 年）

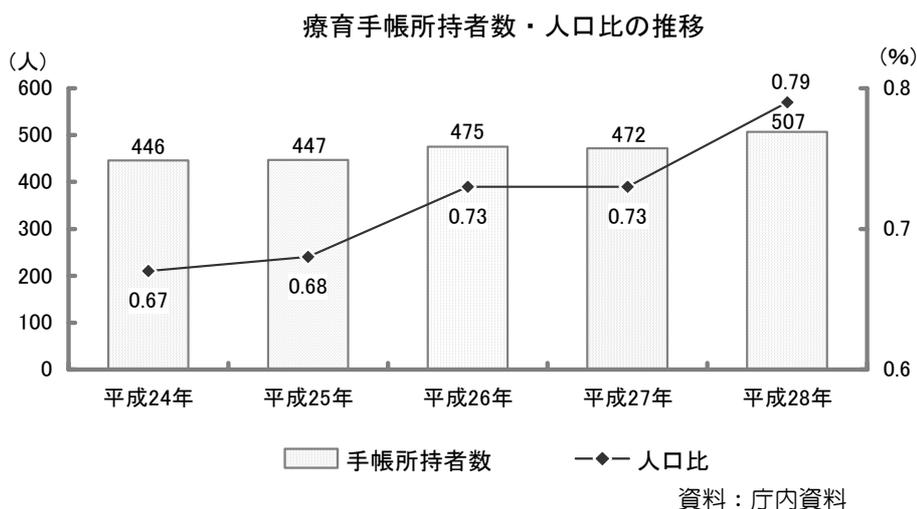
単位：人

|                | 視覚障害 | 聴覚・平衡<br>機能障害 | 音声・言語・<br>そしゃく<br>機能障害 | 肢体不自由 | 内部障害  |
|----------------|------|---------------|------------------------|-------|-------|
| 身体障害者<br>手帳所持者 | 139  | 156           | 20                     | 1,223 | 771   |
|                | 6.0% | 6.7%          | 0.9%                   | 53.0% | 33.4% |
| 18 歳未満         | 2    | 6             | 0                      | 18    | 8     |
| 18 歳以上         | 137  | 150           | 20                     | 1,205 | 763   |

資料：庁内資料 各年 4 月 1 日の数値

### (3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数・人口比の推移をみると、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成28年では507人となっています。



### (4) 判定別療育手帳所持者数

判定別療育手帳所持者数をみると、18歳未満では重度（A判定）の次に、軽度（C判定）の人数が多くなっていますが、18歳以上では重度（A判定）の次に中度（B判定）の人数が多くなっています。

判定別療育手帳所持者数（平成28年）

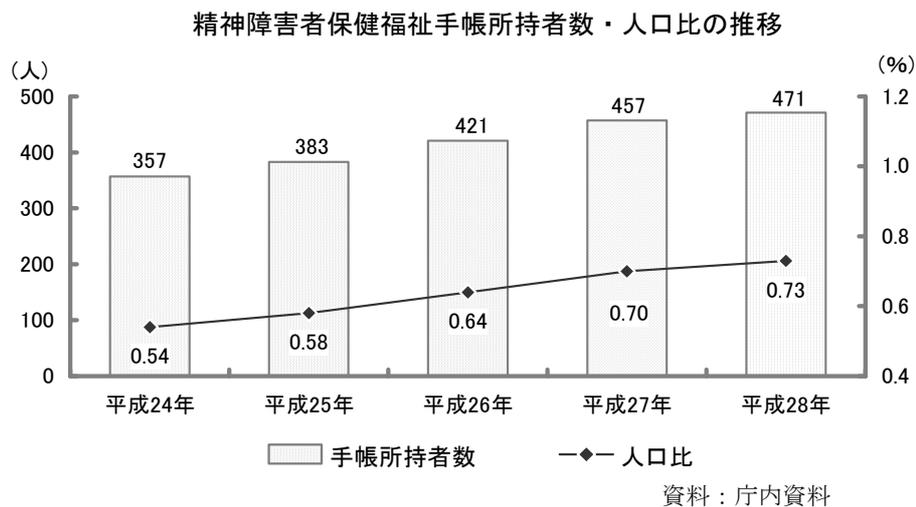
単位：人

|         | 重度（A判定）<br>IQ35以下 | 中度（B判定）<br>IQ35～50 | 軽度（C判定）<br>IQ50～75 |
|---------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 療育手帳所持者 | 235               | 146                | 126                |
|         | 46.4%             | 28.8%              | 24.8%              |
| 18歳未満   | 42                | 24                 | 41                 |
| 18歳以上   | 193               | 122                | 85                 |

資料：庁内資料 各年4月1日の数値

## (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数・人口比の推移をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、平成28年では471人となっています。



## (6) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、2級の所持者数が最も多く294人と全体の約6割を占めています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（平成28年）

単位：人

| 1級    | 2級    | 3級    |
|-------|-------|-------|
| 67    | 294   | 110   |
| 14.2% | 62.4% | 23.4% |

資料：庁内資料 各年4月1日の数値

## (7) 難病等の患者の状況

原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、国が定める患者を「指定難病」といいます。

治療にかかる医療費の一部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者は、特定医療費（指定難病）医療受給者証が交付されます。平成 28 年度末の受給者証所持者は、433 人となっています。

難病等の患者の状況（愛西市）

単位：人

|                     | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 特定医療費医（指定難病）受給者証所持者 | 379      | 407      | 433      |

資料：津島保健所資料 各年度末の数値

※平成 27 年 1 月より 56 疾患から 110 疾患へ、平成 27 年 7 月から 306 疾患へ、平成 29 年 4 月から 330 疾患へと対象疾病が拡大しています。

## (8) 障害児の保育所等の利用状況

保育所等に通所している障害児については、保育所では減少しているものの、認定こども園では増加しています。保育所、認定こども園を合わせると横ばいとなっています。

保育所等の状況

単位：人

|                                  | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------------------------------|----------|----------|----------|
| 保育所                              | 30       | 28       | 25       |
| 認定こども園                           | —        | 4        | 6        |
| 放課後児童健全育成事業<br>(障害児受入推進事業補助金対象者) | —        | —        | 9        |

資料：庁内資料 各年 4 月 1 日の数値

※認定こども園は平成 28 年 4 月以降、障害児受入推進事業は平成 29 年 4 月以降

## (9) 特別支援学校・学級の在籍児童数

平成 28 年度における特別支援学校・学級の在籍児童数をみると、特別支援学校の小学生は 11 人、中学生は 16 人となっています。また、特別支援学級では小学生が 77 人、中学生が 25 人となっています。

特別支援学校・学級等の在籍児童数

単位：人

|            |     | 小学<br>1年 | 小学<br>2年 | 小学<br>3年 | 小学<br>4年 | 小学<br>5年 | 小学<br>6年 | 中学<br>1年 | 中学<br>2年 | 中学<br>3年 |
|------------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 特別支援<br>学校 | H23 | 4        | 5        | 2        | 1        | 3        | 4        | 2        | 9        | 8        |
|            | H28 | 1        | 1        | 2        | 2        | 2        | 3        | 6        | 5        | 5        |
| 特別支援<br>学級 | H23 | 5        | 5        | 9        | 10       | 7        | 14       | 5        | 7        | 8        |
|            | H28 | 11       | 14       | 13       | 15       | 7        | 17       | 8        | 10       | 7        |

資料：庁内資料

## (10) 施設・サービス等の利用状況

施設・サービス等の利用状況をみると、平成 23 年度に比べ、特に日中活動・就労系サービスにおいて利用者が増加しています。

施設・サービス等の利用状況

単位：人

|       | 訪問系サービス    |            | 日中活動・<br>就労系サービス |            | 短期入所       |            |
|-------|------------|------------|------------------|------------|------------|------------|
|       | 平成<br>23年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>23年度       | 平成<br>28年度 | 平成<br>23年度 | 平成<br>28年度 |
| 身体障害者 | 25         | 26         | 32               | 58         | 6          | 6          |
| 知的障害者 | 9          | 16         | 77               | 178        | 5          | 5          |
| 精神障害者 | 10         | 18         | 29               | 81         | 0          | 0          |
| 障害児   | 5          | 4          | 18               | 112        | 1          | 1          |

資料：庁内資料

## (11) 障害支援区分の認定の状況

平成 28 年度における障害支援区分の認定の状況をみると、区分 6 が最も多く、次いで区分 3、区分 2、区分 5、区分 4 となっています。全国と比較すると、区分 1 が高くなっていますが、大きな差はありません。

障害支援区分の認定の状況

単位：人

|      | 平成 28 年度   | 参考<br>全国（平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月） |
|------|------------|------------------------------------|
| 区分 1 | 17 ( 5.6%) | 2.5%                               |
| 区分 2 | 51 (16.7%) | 18.0%                              |
| 区分 3 | 60 (19.7%) | 20.7%                              |
| 区分 4 | 48 (15.7%) | 18.3%                              |
| 区分 5 | 49 (16.1%) | 15.0%                              |
| 区分 6 | 80 (26.2%) | 25.5%                              |

資料：庁内資料

※障害支援区分：障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、6段階の区分（区分 6の方が必要度が高い）です。心身の状況などについて、80項目の認定調査を行います。認定調査と医師の意見書に基づいて、障害保健福祉の学識経験を有する委員で構成される審査会での審査・判定を受け、障害支援区分の認定を行います。

## 2 障害福祉サービスの提供状況

### (1) 障害福祉サービス

#### ① 訪問系サービス

訪問系サービス全体では、利用者数と利用時間は年々達成率が上昇しており、平成28年度以降は延べ時間と事業所数で実績値が計画値を上回っています。

また、居宅介護は平成27年以降利用者数と利用時間で増加傾向にあります。

#### <訪問系サービスの利用量推移>

(単位：1月あたり)

| 区 分              |      | 平成27年度 |       |        | 平成28年度 |       |        | 平成29年度 |       |        |
|------------------|------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
|                  |      | 計画値    | 実績値   | 達成率    | 計画値    | 実績値   | 達成率    | 計画値    | 実績値   | 達成率    |
| 訪問系サービス<br>全体    | 人    | 85     | 74    | 87.1%  | 88     | 84    | 95.5%  | 90     | 93    | 103.3% |
|                  | 時間   | 1,885  | 1,661 | 88.1%  | 1,945  | 2,026 | 104.2% | 1,985  | 2,224 | 112.0% |
|                  | 事業所数 | 13     | 19    | 146.2% | 13     | 19    | 146.2% | 13     | 17    | 130.8% |
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 人    | 75     | 64    | 85.3%  | 78     | 71    | 91.0%  | 80     | 78    | 97.5%  |
|                  | 時間   | 1,620  | 1,446 | 89.3%  | 1,680  | 1,753 | 104.3% | 1,720  | 1,954 | 113.6% |
|                  | 事業所数 | 5      | 7     | 140.0% | 5      | 7     | 140.0% | 5      | 6     | 120.0% |
| 重度訪問介護           | 人    | 1      | 0     | 0.0%   | 1      | 1     | 100.0% | 1      | 1     | 100.0% |
|                  | 時間   | 100    | 0     | 0.0%   | 100    | 24    | 24.0%  | 100    | 35    | 35.0%  |
|                  | 事業所数 | 4      | 6     | 150.0% | 4      | 6     | 150.0% | 4      | 5     | 125.0% |
| 同行援護             | 人    | 7      | 7     | 100.0% | 7      | 9     | 128.6% | 7      | 9     | 128.6% |
|                  | 時間   | 105    | 97    | 92.4%  | 105    | 119   | 113.3% | 105    | 108   | 102.9% |
|                  | 事業所数 | 4      | 5     | 125.0% | 4      | 5     | 125.0% | 4      | 5     | 125.0% |
| 行動援護             | 人    | 2      | 3     | 150.0% | 2      | 3     | 150.0% | 2      | 5     | 250.0% |
|                  | 時間   | 60     | 118   | 196.7% | 60     | 130   | 216.7% | 60     | 127   | 211.7% |
|                  | 事業所数 | 0      | 1     | -      | 0      | 1     | -      | 0      | 1     | -      |
| 重度障害者等<br>包括支援   | 人    | 0      | 0     | 0.0%   | 0      | 0     | 0.0%   | 0      | 0     | 0.0%   |
|                  | 事業所数 | 0      | 0     | 0.0%   | 0      | 0     | 0.0%   | 0      | 0     | 0.0%   |

※平成29年度は9月利用分

## ② 日中活動系サービス（介護給付）

日中活動系サービス（介護給付）は、平成 28 年度は平成 27 年度に比べ、すべてのサービスで利用人数が増加しており、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）で実績値が計画値を上回っています。

また、生活介護は事業所数が増加しています。

### <日中活動系サービス（介護給付）>

（単位：1月あたり）

| 区 分           |      | 平成 27 年度 |       |        | 平成 28 年度 |       |        | 平成 29 年度 |       |        |
|---------------|------|----------|-------|--------|----------|-------|--------|----------|-------|--------|
|               |      | 計画値      | 実績値   | 達成率    | 計画値      | 実績値   | 達成率    | 計画値      | 実績値   | 達成率    |
| 生活介護          | 人    | 110      | 108   | 98.2%  | 120      | 112   | 93.3%  | 140      | 121   | 86.4%  |
|               | 人日   | 2,090    | 2,305 | 110.3% | 2,280    | 2,498 | 109.6% | 2,660    | 2,346 | 88.2%  |
|               | 事業所数 | 2        | 2     | 100.0% | 2        | 3     | 150.0% | 3        | 4     | 133.3% |
| 療養介護          | 人    | 3        | 5     | 166.7% | 3        | 7     | 233.3% | 3        | 6     | 200.0% |
|               | 事業所数 | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   |
| 短期入所<br>（福祉型） | 人    | 22       | 20    | 90.9%  | 23       | 24    | 104.3% | 24       | 20    | 83.3%  |
|               | 人日   | 193      | 230   | 119.2% | 203      | 182   | 89.7%  | 213      | 139   | 65.3%  |
|               | 事業所数 | 3        | 3     | 100.0% | 3        | 3     | 100.0% | 4        | 3     | 75.0%  |
| 短期入所<br>（医療型） | 人    | 2        | 1     | 50.0%  | 2        | 4     | 200.0% | 2        | 3     | 150.0% |
|               | 人日   | 7        | 3     | 42.9%  | 7        | 14    | 200.0% | 7        | 10    | 142.9% |
|               | 事業所数 | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   |

※平成 29 年度は 9 月利用分

### ③ 日中活動系サービス（訓練等給付）

日中活動系サービス（訓練等給付）は、就労継続支援(B型)で平成 27 年度以降延べ日数と事業所数で増加しており、実績値が計画値を上回っています。

また、自立訓練(生活訓練)・就労移行支援は、利用者数と延べ日数で増加傾向にあります。

#### <日中活動系サービス（訓練等給付）>

(単位：1月あたり)

| 区 分            |      | 平成 27 年度 |       |        | 平成 28 年度 |       |        | 平成 29 年度 |       |        |
|----------------|------|----------|-------|--------|----------|-------|--------|----------|-------|--------|
|                |      | 計画値      | 実績値   | 達成率    | 計画値      | 実績値   | 達成率    | 計画値      | 実績値   | 達成率    |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 人    | 1        | 0     | 0.0%   | 1        | 0     | 0.0%   | 1        | 0     | 0.0%   |
|                | 人日   | 10       | 0     | 0.0%   | 10       | 0     | 0.0%   | 10       | 0     | 0.0%   |
|                | 事業所数 | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 人    | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 1     | -      | 2        | 3     | 150.0% |
|                | 人日   | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 23    | -      | 20       | 46    | 230.0% |
|                | 事業所数 | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   | 1        | 0     | 0.0%   |
| 就労移行<br>支援     | 人    | 16       | 7     | 43.8%  | 22       | 8     | 36.4%  | 28       | 11    | 39.3%  |
|                | 人日   | 320      | 141   | 44.1%  | 440      | 158   | 35.9%  | 560      | 209   | 37.3%  |
|                | 事業所数 | 1        | 1     | 100.0% | 1        | 2     | 200.0% | 2        | 2     | 100.0% |
| 就労継続<br>支援(A型) | 人    | 40       | 46    | 115.0% | 45       | 59    | 131.1% | 50       | 54    | 108.0% |
|                | 人日   | 800      | 903   | 112.9% | 900      | 1,269 | 141.0% | 1,000    | 1,092 | 109.2% |
|                | 事業所数 | 4        | 3     | 75.0%  | 4        | 3     | 75.0%  | 5        | 3     | 60.0%  |
| 就労継続<br>支援(B型) | 人    | 110      | 122   | 110.9% | 115      | 131   | 113.9% | 130      | 153   | 117.7% |
|                | 人日   | 2,200    | 2,297 | 104.4% | 2,300    | 2,560 | 111.3% | 2,600    | 2,721 | 104.7% |
|                | 事業所数 | 3        | 4     | 133.3% | 3        | 5     | 166.7% | 4        | 5     | 125.0% |

※平成 29 年度は 9 月利用分

#### ④ 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）は、利用者数で増加傾向にあります。

##### <共同生活援助・施設入所支援>

(単位：1月あたり)

| 区 分                 |      | 平成 27 年度 |     |        | 平成 28 年度 |     |        | 平成 29 年度 |     |        |
|---------------------|------|----------|-----|--------|----------|-----|--------|----------|-----|--------|
|                     |      | 計画値      | 実績値 | 達成率    | 計画値      | 実績値 | 達成率    | 計画値      | 実績値 | 達成率    |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 人    | 60       | 55  | 91.7%  | 63       | 55  | 87.3%  | 63       | 59  | 93.7%  |
|                     | 事業所数 | 4        | 4   | 100.0% | 6        | 4   | 66.7%  | 6        | 5   | 83.3%  |
| 施設入所支援              | 人    | 60       | 61  | 101.7% | 58       | 63  | 108.6% | 56       | 61  | 108.9% |
|                     | 事業所数 | 0        | 0   | 0.0%   | 0        | 0   | 0.0%   | 1        | 0   | 0.0%   |

※平成 29 年度は 9 月利用分

#### ⑤ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援は利用人数が平成 27 年度以降増加していますが、地域移行支援、地域定着支援は、利用者のいない状況が続いています。

##### <計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援>

(単位：1月あたり)

| 区 分    |      | 平成 27 年度 |     |        | 平成 28 年度 |     |        | 平成 29 年度 |     |        |
|--------|------|----------|-----|--------|----------|-----|--------|----------|-----|--------|
|        |      | 計画値      | 実績値 | 達成率    | 計画値      | 実績値 | 達成率    | 計画値      | 実績値 | 達成率    |
| 計画相談支援 | 人    | 60       | 79  | 131.7% | 65       | 88  | 135.4% | 70       | 102 | 145.7% |
|        | 事業所数 | 3        | 3   | 100.0% | 4        | 3   | 75.0%  | 4        | 3   | 75.0%  |
| 地域移行支援 | 人    | 1        | 0   | 0.0%   | 1        | 0   | 0.0%   | 1        | 0   | 0.0%   |
|        | 事業所数 | 1        | 1   | 100.0% | 1        | 1   | 100.0% | 1        | 1   | 100.0% |
| 地域定着支援 | 人    | 2        | 0   | 0.0%   | 2        | 0   | 0.0%   | 2        | 0   | 0.0%   |
|        | 事業所数 | 1        | 1   | 100.0% | 1        | 1   | 100.0% | 1        | 1   | 100.0% |

※平成 29 年度は 7 月利用分

## ⑥ 障害児支援

放課後等デイサービスは、事業所数が増加したこともあり、利用人数と延べ日数で大きく増加傾向にあり、実績値が計画値を上回っています。

### <障害児支援>

(単位：1月あたり)

| 区 分            |      | 平成 27 年度 |       |        | 平成 28 年度 |       |        | 平成 29 年度 |       |        |
|----------------|------|----------|-------|--------|----------|-------|--------|----------|-------|--------|
|                |      | 計画値      | 実績値   | 達成率    | 計画値      | 実績値   | 達成率    | 計画値      | 実績値   | 達成率    |
| 児童発達支援         | 人    | 38       | 42    | 110.5% | 39       | 40    | 102.6% | 40       | 39    | 97.5%  |
|                | 人日   | 250      | 288   | 115.2% | 255      | 282   | 110.6% | 260      | 253   | 97.3%  |
|                | 事業所数 | 2        | 2     | 100.0% | 2        | 4     | 200.0% | 2        | 4     | 200.0% |
| 放課後等<br>デイサービス | 人    | 70       | 91    | 130.0% | 70       | 108   | 154.3% | 70       | 116   | 165.7% |
|                | 人日   | 850      | 1,023 | 120.4% | 850      | 1,259 | 148.1% | 850      | 1,326 | 156.0% |
|                | 事業所数 | 1        | 1     | 100.0% | 1        | 4     | 400.0% | 1        | 4     | 400.0% |
| 保育所等<br>訪問支援   | 人    | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   | 1        | 1     | 100.0% |
|                | 人日   | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   | 4        | 1     | 25.0%  |
|                | 事業所数 | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 1     | 0.0%   | 0        | 1     | 0.0%   |
| 医療型<br>児童発達支援  | 人    | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   |
|                | 人日   | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   |
|                | 事業所数 | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   | 0        | 0     | 0.0%   |
| 障害児<br>相談支援    | 人    | 13       | 26    | 200.0% | 14       | 25    | 178.6% | 15       | 29    | 193.3% |
|                | 事業所数 | 3        | 3     | 100.0% | 4        | 3     | 75.0%  | 4        | 3     | 75.0%  |

※平成 29 年度は 9 月利用分

### 3 地域生活支援事業

平成 27 年度以降、移動支援事業の延利用時間と日中一時支援事業の延べ日数でそれぞれ増加しており、実績値が計画値を上回っています。

#### <地域生活支援事業>

(単位：1年あたり)

| 区 分            |                   | 平成 27 年度 |       | 平成 28 年度 |       | 平成 29 年度 |       |     |
|----------------|-------------------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|-----|
|                |                   | 計画値      | 実績値   | 計画値      | 実績値   | 計画値      | 実績値   |     |
| 理解促進研修・啓発事業    | 実施の有無             | 有        | 有     | 有        | 有     | 有        | 有     |     |
| 自発的活動支援事業      | 実施の有無             | 有        | 無     | 有        | 無     | 有        | 無     |     |
| 相談支援事業         | 障害者相談支援事業         | 実施か所数    | 1     | 1        | 1     | 1        | 1     |     |
|                | 基幹相談支援センター        | 設置の有無    | 無     | 無        | 無     | 無        | 無     |     |
|                | 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無    | 無     | 無        | 無     | 無        | 無     |     |
|                | 住宅入居等支援事業         | 実施の有無    | 無     | 無        | 無     | 無        | 無     |     |
| 成年後見制度利用支援事業   | 実利用者数             | 1        | 4     | 1        | 3     | 1        | 0     |     |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無             | 無        | 無     | 無        | 無     | 無        | 無     |     |
| 意思疎通支援事業       | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業   | 実利用者数    | 29    | 13       | 29    | 4        | 29    | 10  |
|                | 手話通訳者設置事業         | 実設置者数    | 0     | 0        | 0     | 0        | 0     | 0   |
| 日常生活用具給付等      | 介護・訓練支援用具         | 給付等件数    | 8     | 5        | 8     | 3        | 8     | 0   |
|                | 自立生活支援用具          | 給付等件数    | 15    | 10       | 15    | 5        | 15    | 2   |
|                | 在宅療養等支援用具         | 給付等件数    | 15    | 11       | 15    | 8        | 15    | 5   |
|                | 情報・意思疎通支援用具       | 給付等件数    | 6     | 2        | 6     | 4        | 6     | 2   |
|                | 排泄管理支援用具          | 給付等件数    | 1,450 | 1,471    | 1,500 | 1,489    | 1,550 | 740 |
|                | 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) | 給付等件数    | 5     | 0        | 5     | 2        | 5     | 0   |

※平成 29 年度は 9 月利用分まで算出

| 区 分                |                    | 平成 27 年度 |       | 平成 28 年度 |       | 平成 29 年度 |       |       |
|--------------------|--------------------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|-------|
|                    |                    | 計画値      | 実績値   | 計画値      | 実績値   | 計画値      | 実績値   |       |
| 手話奉仕員養成研修事業        | 実養成講習<br>修了者数      | 9        | 11    | 9        | 6     | 9        | 6     |       |
| 移動支援事業             | 延利用時間              | 2,400    | 2,428 | 2,400    | 2,921 | 2,400    | 1,921 |       |
|                    | 実利用者               | 32       | 39    | 32       | 44    | 32       | 45    |       |
| 地域活動支援センター<br>(市内) | か所数                | 2        | 3     | 2        | 3     | 2        | 3     |       |
|                    | 実利用者数              | 30       | 34    | 30       | 31    | 30       | 33    |       |
| 地域活動支援センター<br>(市外) | か所数                | 14       | 14    | 14       | 15    | 14       | 15    |       |
|                    | 実利用者数              | 27       | 38    | 27       | 25    | 27       | 21    |       |
| 任意<br>事業           | 日中一時支援事業           | か所数      | 24    | 25       | 24    | 26       | 24    | 29    |
|                    |                    | 人日       | 4,920 | 6,142    | 4,920 | 7,273    | 4,920 | 4,373 |
|                    |                    | 実利用者数    | 55    | 71       | 55    | 76       | 55    | 74    |
|                    | 訪問入浴サービス<br>事業     | か所数      | 2     | 2        | 2     | 2        | 2     | 2     |
|                    |                    | 実利用者数    | 5     | 4        | 5     | 4        | 5     | 5     |
|                    | 福祉ホーム事業            | か所数      | 1     | 1        | 1     | 1        | 1     | 1     |
|                    |                    | 実利用者数    | 4     | 4        | 4     | 4        | 4     | 4     |
|                    | 自動車運転免許取得費<br>助成事業 | 実利用件数    | 1     | 1        | 1     | 1        | 1     | 0     |
|                    | 自動車改造費助成事業         | 実利用件数    | 3     | 1        | 3     | 1        | 3     | 0     |
|                    | 更生訓練費給付事業          | 実利用者数    | 3     | 5        | 3     | 9        | 3     | 11    |
| 施設入所者就職<br>支度金給付事業 | 実利用者数              | 0        | 0     | 0        | 0     | 0        | 0     |       |

※平成 29 年度は 9 月利用分まで算出

## 4 ヒアリング調査結果の概要

計画の策定にあたり、障害者事業所（6事業所）にヒアリング調査を実施し、それぞれの現状を把握しました。

### 意見のまとめ

#### ○障害福祉サービスを実施する上での問題点・課題

ヘルパーの高齢化やグループホームの職員など人材の確保が問題とあげられています。また、計画相談事業所と相談支援専門員が不足しているため福祉サービスを利用することができないとの意見がありました。

#### ○障害児福祉サービスを実施する上での問題点・課題

保育所等訪問支援の業務内容を学校や園に周知できるよう市の協力が必要との意見がありました。

#### ○障害福祉サービスで新たなサービスを実施する予定

自立訓練や就労継続支援 B 型、共同生活援助（グループホーム）についてサービスの実施予定と回答した事業所がありました。

#### ○愛西市で不足しているサービス

共同生活援助（グループホーム）ほか、居宅介護、自立訓練、短期入所が不足しているとの回答がありました。

#### ○事業を通じて、障害のある人が偏見や差別を受けていると感じること

偏見は依然としてあり、偏見をなくしていくためには当事者を知ってもらうことしかないとの回答がありました。就労については、精神障害についての企業側の偏見は依然としてみられる現状があります。

#### ○事業を行う、または拡充するにあたって、地域の住民の方の理解

事業を行うなかで、地域の理解について難しさを感じている事業所が多数みられました。地域の理解のため、挨拶活動などに取り組んでいる事業所もありました。

#### ○事業を通じて、障害のある人が障害福祉サービスの情報について

サービスについて知らない利用者が多いとの回答がみられました。若い世代では多くの情報をもっていますが、高齢者では情報がないなど、世代による情報格差があります。

#### ○グループホームは、今よりたくさん必要だと思いますか

今後、高齢化、障害の重度化をみすえた整備が必要との意見がありました。また、人材確保について働きやすい環境を整える必要があるとの意見もありました。

#### ○障害のある方が就労するにあたって、必要な支援

個々人に応じた職場の理解や、就労継続を支援するシステムづくりが必要との意見がありました。

## 意見のまとめ

### ○障害のある方からの相談や、事業を通じた相談、権利擁護などの専門的相談など、適切な対応。相談体制を強化するために必要なこと

相談体制の強化については相談事業所や他の関係機関との連携が重要との意見がありました。担当者だけでなく、専門職との連携による連携をすることで幅広い相談に対応できるとの回答がありました。

### ○事業所と地域との交流の有無。地域との交流を行う際に必要な事

事業所主催のお祭りや挨拶活動、ボランティアや実習生の受け入れなど地域との交流を図っているとの回答がありました。地域との交流については、行政のバックアップが必要との意見がありました。

### ○障害を理由とする差別の解消の推進について

取組としては、企業への障害特性の説明をし、就労の可能性を広げている、また祭りの開催などを通じ施設や利用者の認知度向上につなげていると回答がありました。

### ○その他障害のある方が地域で暮らすために必要な事

地域の理解、交通手段の確保、人材の育成が課題との意見がありました。



## 計画の理念と基本方針

### 1 基本理念

愛西市障害者計画（第2期）（平成29年度（2017年度）～平成38年度（2026年度））では、「みんなが自立し、その人らしく生き生きと、ともに暮らせるまち」を基本理念とし、計画を推進していることから、これを障害者分野の基本理念とします。

本計画においても、この理念及び目標をふまえ、計画を推進します。

### 2 愛西市の障害福祉施策全般の基本目標

愛西市障害者計画（第2期）は、下記の通り基本目標を示しています。

#### ① 支え合いによる地域づくり

地域で共に暮らす障害のある人とない人との相互理解のため、障害への正しい理解を深めるための普及・啓発活動や、障害のある人との交流活動や福祉教育、ボランティア活動等を推進し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

#### ② 地域生活を支える体制づくり

障害の種別にかかわらず、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。また、ライフステージごとに継続した福祉のサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

#### ③ 保健・医療サービスの充実

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

#### ④ 子どもの保育、教育環境の充実

障害児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や児童の特性に合った指導が重要です。そのため、療育体制の充実を図るとともに、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

#### ⑤ 就労支援の充実

働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

#### ⑥ 安心・安全な環境づくり

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

また、災害その他の緊急時にも安心安全が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

#### ⑦ 社会参加できる環境づくり

障害の有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

### 3 本計画の基本方針

基本理念及び障害福祉施策全般の基本目標に基づき、本計画では下記の3つを基本方針として、施策を推進していきます。

#### ① 生涯を通しての継続的な支援

乳幼児期の発達支援や療育支援から生涯を通じて、適切なサービスや支援を切れ目なく受けることにより、安心して暮らせるまちをめざします。

#### ② 地域でともに生活できるまち

相談支援を通じて、障害の特性や個々の状況にあったサービスを提供し、地域で共生できるまちをめざします。そのため、地域住民の障害者に対する理解促進、関係機関、民間事業者等と連携し、保健・医療・福祉等の専門従事者の確保と自立支援のためのサービス基盤の充実を図ります。

#### ③ 生き生きと生活できるまち

障害の有無にかかわらず、誰もが人間として尊厳を保ち尊重され、それぞれの個性や能力を活かし、地域の担い手として、様々な分野に主体的・自立的に参加できる地域社会をめざします。そのため、就労や地域活動の支援の更なる充実を図ります。



# 障害（児）福祉サービス等の 事業量の見込みと成果目標

## 1 平成 32 年度（2020 年度）の成果目標

### （1）国の基本指針

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下の通りです。

#### 基本的な考え方

##### 1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障害児の健やかな育成のための発達支援

##### 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・ 就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進による、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着促進

### 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹的相談支援センターを市町村において設置する。

- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・発達障害者等に対する支援
- ・協議会の設置等

### 4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、次に掲げる点に配慮して、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る。

- ・地域支援体制の構築
- ・保健、医療、保育、教育、就労支援、障害福祉等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容の推進
- ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・障害児相談支援の提供体制の確保

また、計画では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。具体的には、

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障害児支援の提供体制の整備等

の5点について、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、平成32年度（2020年度）における成果目標を設定することとされています。

## (2) 愛西市障害福祉計画の成果目標

### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の削減は、国の指針では平成 28 年度末の施設入所者数の 2%以上削減することとなっています。

施設入所者の地域生活への移行は、国の指針では、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上となっています。

本市においては、特定相談支援事業との連携を図り、地域で暮らすことが望ましい入所者については、地域移行を支援していきます。これらの対策を行うことにより、平成 28 年度末時点より 2 人の削減を進めるとともに、平成 32 年度末（2020 年度末）までの地域移行者数の目標を 6 人とします。

| 目標                | 実績値（平成 28 年度）<br>（2016 年度） | 目標値（平成 32 年度）<br>（2020 年度） |
|-------------------|----------------------------|----------------------------|
| 施設入所者             | 62 人                       | 60 人                       |
| 施設入所者の削減数         |                            | 2 人                        |
| 施設入所から地域生活へ移行した人数 |                            | 6 人                        |

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、平成 32 年度（2020 年度）までに「圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」及び「市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。

本市においては、国の方針を踏まえ、圏域で保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置し、精神障害の方が地域で安心して暮らせる体制づくりをすすめます。

また、精神病床における 1 年以上の長期入院患者数の地域移行に伴う基盤整備量について、県の調整のもと利用者数を設定することとしています。

| 目標                           | 目標値   |
|------------------------------|-------|
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（※）     | 圏域で設置 |
| 平成 32 年度末の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数） | 6 人   |

※協議の場は市が設置し、障害者地域総合支援協議会等の関係機関で構成します。

### ③ 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末（2020 年度末）までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされています。

本市においては、障害者の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、地域の社会資源を活かしながら、障害者の日常生活を支援するための地域生活支援拠点又は面的な体制の整備に取り組みます。平成 32 年度末（2020 年度末）までに圏域において、少なくとも1つの地域生活支援拠点等を整備することを目標とします。

| 目標                       | 目標値   |
|--------------------------|-------|
| 地域生活支援拠点等を整備（面的整備の充実を図る） | 圏域で設置 |

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行は、国の指針では、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上にすることとされています。

就労移行支援事業の利用者数は、国の指針では、平成 28 年度末における利用者数から 2 割以上増加させることとされています。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加は、国の指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上にすることとされています。

就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率は、国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上にすることとされています。

本市においては、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど、障害者に対する就労支援を行う機関との連携を強化し、福祉施設から一般企業等への就労を促進します。これらの対策を行うことにより、平成 32 年度末（2020 年度末）における一般企業・事業所等に就労する人の目標を 12 人、就労移行支援事業利用者の目標を 10 人と設定します。

| 目標                       | 実績値<br>(平成 28 年度)<br>(2016 年度) | 目標値<br>(平成 32 年度)<br>(2020 年度) |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 福祉施設から一般就労への移行者          | 8 人                            | 12 人                           |
| 就労移行支援事業利用者数             | 8 人                            | 10 人                           |
| 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合 | 100%                           | 100%                           |

| 目標                     | 目標値<br>(平成 31 年度)<br>(2019 年度) | 目標値<br>(平成 32 年度)<br>(2020 年度) |
|------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率 | 60%                            | 80%                            |

## ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置は、国の指針では、各市町村に少なくとも1か所以上設置することとされています。

保育所等訪問支援の充実は、国の指針では、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末(2020年度末)までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、国の指針では、各市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも1か所以上確保することとされています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、国の指針では、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

本市においては、障害児の健やかな育成を支援するために、児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援等、児童の個々の状況に応じたサービスの提供や保護者支援等の充実を図っていきます。

| 目標                                      | 目標値   |
|---|-------|
| 児童発達支援センターの設置                           | 圏域で設置 |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築                     | 1か所   |
| 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 圏域で設置 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(※)             | 1か所   |

※協議の場は市が設置し、障害者地域総合支援協議会等の関係機関で構成します。

関係機関のうち、医療的機関は、訪問看護事業所を想定しています。

コーディネーターは、市の職員又は資格のある人に委嘱することも視野に入れています。

## 2 障害福祉計画

### (1) サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられます。

「自立支援給付」は、障害の種別にかかわらず全国共通の仕組みで提供されるサービスです。「自立支援給付」には個々人の障害の状態や介護者、居住の状況に応じ、必要な支援の量が支給決定される「障害福祉サービス」のほか、「相談支援給付」「補装具」「自立支援医療」などがあります。

「地域生活支援事業」は、地域の特徴を踏まえ、市の独自性を活かした仕組みで提供されるサービスです。

なお、障害児支援については児童福祉法に基づき、障害児のサービスについての整備方針を示しており、障害児福祉計画と位置付けています。

## (2) 自立支援給付

### ① 障害福祉サービス

#### ア 訪問系サービス（介護給付）

##### [ サービス概要 ]

| サービスの種別          | 主な対象者  | 実施内容  |
|------------------|--|---|
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 障害者、障害児  | 自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。  |
| 重度訪問介護           | 重度の要介護状態にあり、四肢の麻痺のある身体障害者。または、重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する人 | 常時介護を必要とする障害者に対して、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。                |
| 同行援護             | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等   | 移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。 |
| 行動援護             | 自閉症、てんかん等のある重度の知的障害者・児、統合失調症等のある重度の精神障害者で常時介護を要する人                           | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。                  |
| 重度障害者等包括支援       | A L S等の極めて重度の身体障害者、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者                          | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。                              |

##### [ サービス見込量（活動指標） ]

#### ○ 算定にあたっての考え方

サービスの利用実績に基づき、実利用人数、平均的な1人当たりの利用量を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

サービス見込量（1月当たり）

| 区 分                           |    | 平成 30 年度<br>(2018 年度) | 事業<br>所数 | 平成 31 年度<br>(2019 年度) | 事業<br>所数 | 平成 32 年度<br>(2020 年度) | 事業<br>所数 |
|-------------------------------|----|-----------------------|----------|-----------------------|----------|-----------------------|----------|
| 訪問系サービス計<br>(実利用見込人数)         | 人  | 96                    | 6        | 99                    | 6        | 102                   | 6        |
|                               | 時間 | 2,233                 |          | 2,304                 |          | 2,374                 |          |
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ)<br>(実利用見込人数) | 人  | 81                    | 6        | 84                    | 6        | 87                    | 6        |
|                               | 時間 | 1,895                 |          | 1,966                 |          | 2,036                 |          |
| 重度訪問介護<br>(実利用見込人数)           | 人  | 1                     | 5        | 1                     | 5        | 1                     | 5        |
|                               | 時間 | 24                    |          | 24                    |          | 24                    |          |
| 同行援護<br>(実利用見込人数)             | 人  | 10                    | 5        | 10                    | 5        | 10                    | 5        |
|                               | 時間 | 140                   |          | 140                   |          | 140                   |          |
| 行動援護<br>(実利用見込人数)             | 人  | 4                     | 1        | 4                     | 1        | 4                     | 1        |
|                               | 時間 | 174                   |          | 174                   |          | 174                   |          |
| 重度障害者等<br>包括支援<br>(実利用見込人数)   | 人  | 0                     | 0        | 0                     | 0        | 0                     | 0        |
|                               |    | 0                     |          | 0                     |          | 0                     |          |

※表中の時間とは、1月当たりの延べ利用見込時間数を表します。

〔 確保の方策 〕

- ・事業所ヒアリング調査において、ヘルパーの高齢化や人材の確保が問題にあげられており、障害の特性を十分理解し、適切に対応できるサービス従事者の養成・確保が重要です。サービス提供事業者に対して、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、専門的人材の確保や質的向上を働きかけます。
- ・事業所ヒアリング調査において、サービスの内容について利用者に行き届いていないとの意見がありました。サービスを必要とする障害のある方が適切にサービスを利用できるよう情報提供体制の充実を図ります。
- ・施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据えて、多様な事業所の参入・確保に努めます。
- ・重度障害者が在宅で豊かな生活を送れるよう、重度訪問介護の利用を促進します。
- ・重度障害者等包括支援については、対象者の把握に努め、サービスの周知を図ります。

## イ 日中活動系サービス（介護給付）

### 〔 サービス概要 〕

| サービスの種別       | 主な対象者   | 実施内容  |
|---------------|---|---|
| 生活介護          | 常時介護を必要とする人で、障害支援区分が区分3以上の人（50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上）   | 常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。 |
| 療養介護          | 病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で、<br>・ALS患者等、呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6の人<br>・進行性筋萎縮症者、重症心身障害者で、障害支援区分が区分5以上の人 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 |
| 短期入所（ショートステイ） | 障害者、障害児   | 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。      |

### 〔 サービス見込量（活動指標） 〕

#### ○ 算定にあたっての考え方

サービス利用実績に基づき、実利用人数、平均的な1人当たり利用量等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

サービス見込量（1月当たり）

| 区 分                    |    | 平成30年度<br>(2018年度) | 事業<br>所数 | 平成31年度<br>(2019年度) | 事業<br>所数 | 平成32年度<br>(2020年度) | 事業<br>所数 |
|------------------------|----|--------------------|----------|--------------------|----------|--------------------|----------|
| 生活介護<br>(実利用見込人数)      | 人  | 118                | 4        | 121                | 4        | 124                | 4        |
|                        | 人日 | 2,431              |          | 2,493              |          | 2,554              |          |
| 療養介護<br>(実利用見込人数)      | 人  | 8                  | 0        | 8                  | 0        | 8                  | 0        |
| 短期入所（福祉型）<br>(実利用見込人数) | 人  | 25                 | 3        | 25                 | 3        | 25                 | 3        |
|                        | 人日 | 180                |          | 180                |          | 180                |          |
| 短期入所（医療型）<br>(実利用見込人数) | 人  | 2                  | 0        | 2                  | 0        | 2                  | 0        |
|                        | 人日 | 6                  |          | 6                  |          | 6                  |          |

※表中の人日とは、1月当たりの延べ利用見込日数を表します。

〔 確保の方策 〕

- 事業所ヒアリング調査において、人材の確保が問題にあげられており、障害の特性を十分理解し、適切に対応できるサービス従事者の養成・確保が重要です。サービス提供事業者に対して、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、専門的人材の確保や質的向上を働きかけます。
- 生活介護については、障害のある方の高齢化に伴い、利用の増加が見込まれます。身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- 短期入所については、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、提供事業者への働きかけを行います。

## ウ 日中活動系サービス（訓練等給付）

### 〔 サービス概要 〕

| サービスの種別        | 主な対象者  | 実施内容  |
|----------------|--|---|
| 自立訓練<br>（機能訓練） | 地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な身体障害者  | 自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。   |
| 自立訓練<br>（生活訓練） | 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的・精神障害者   | 自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。   |
| 就労移行支援         | 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人（65歳未満）   | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。  |
| 就労継続支援<br>（A型） | 就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で（利用開始時に65歳未満）<br>・就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人<br>・特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人<br>・就労経験があり、一般企業を離職した人                               | ① 事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。<br>② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。<br>※労働基準法等、関係法規を遵守する必要があります。 |
| 就労継続支援<br>（B型） | 就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される人<br>・就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人<br>・一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人<br>・50歳に達している人<br>・企業等の雇用、就労移行支援、就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人 | ① 就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）<br>② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。                      |
| 就労定着支援         | 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人   | 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。  |

〔 サービス見込量（活動指標） 〕

○ 算定にあたっての考え方

サービス利用実績に基づき、実利用人数、平均的な1人当たり利用量等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

サービス見込量（1月当たり）

| 区 分        |           | 平成 30 年度<br>(2018 年度) | 事業<br>所数 | 平成 31 年度<br>(2019 年度) | 事業<br>所数 | 平成 32 年度<br>(2020 年度) | 事業<br>所数 |
|------------|-----------|-----------------------|----------|-----------------------|----------|-----------------------|----------|
| 自立訓練(機能訓練) | 人         | 1                     | 0        | 1                     | 0        | 1                     | 0        |
|            | (実利用見込人数) | 人日                    |          | 8                     |          | 8                     |          |
| 自立訓練(生活訓練) | 人         | 3                     | 0        | 3                     | 0        | 3                     | 0        |
|            | (実利用見込人数) | 人日                    |          | 69                    |          | 69                    |          |
| 就労移行支援     | 人         | 10                    | 2        | 11                    | 2        | 12                    | 2        |
|            | (実利用見込人数) | 人日                    |          | 188                   |          | 207                   |          |
| 就労継続支援(A型) | 人         | 60                    | 3        | 65                    | 3        | 70                    | 3        |
|            | (実利用見込人数) | 人日                    |          | 1,296                 |          | 1,404                 |          |
| 就労継続支援(B型) | 人         | 160                   | 5        | 170                   | 6        | 180                   | 6        |
|            | (実利用見込人数) | 人日                    |          | 2,912                 |          | 3,094                 |          |
| 就労定着支援     | 人         | 0                     | 0        | 5                     | 1        | 5                     | 1        |
| (実利用見込人数)  |           |                       |          |                       |          |                       |          |

〔 確保の方策 〕

- ・事業所ヒアリング調査において、自立訓練が不足しているという意見があげられており、県と連携しながら、発達障害や高次脳機能障害等に対応できる事業者の参入を促します。また、利用ニーズの把握に努め、希望する人がサービスの提供を受けられることができるように努めます。
- ・就労継続支援 A 型・B 型については、障害者就職面接会や企業説明会などへの参加を呼びかけ、就労意欲を高めることにより、一般就労への移行をすすめます。また、個々の状況に応じて就労が継続できる体制を強化します。
- ・自立した生活を支えることができるよう、「障害者優先調達推進法」の事業所への周知を図り、工賃の確保に留意します。また、公共施設において授産製品の紹介コーナー設置を検討します。
- ・就労支援は専門性の高い分野であるため、就労支援施設の職員に対して、就労支援スキルの充実をめざして、愛知障害者職業センター等が開催する研修への参加を呼びかけます。

## エ 居住系サービス

### [ サービス概要 ]

| サービスの種別             | 主な対象者  | 実施内容   |
|---------------------|--|--|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 18 歳以上の「障害者」が利用可能。「障害」には身体障害、知的障害、精神障害及び難病患者等のいずれも含まれます。   | 主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。   |
| 施設入所支援              | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護の対象者で障害支援区分4以上(50歳以上は区分3以上)の者</li> <li>自立訓練・就労移行支援の利用者で、生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人</li> </ul> | 施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。  |
| 自立生活援助              | 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人等  | 定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 |

### [ サービス見込量（活動指標） ]

#### ○ 算定にあたっての考え方

サービス利用実績に基づき、障害のある方のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、整備計画等を勘案して利用者数の見込みを算出します。

施設入所支援については、平成 28 年度末時点の施設入所者 62 人を基礎として、利用者数の見込みを算出します。

#### サービス見込量（1月当たり）

| 区 分                              |   | 平成 30 年度<br>(2018 年度) | 事業<br>所数 | 平成 31 年度<br>(2019 年度) | 事業<br>所数 | 平成 32 年度<br>(2020 年度) | 事業<br>所数 |
|----------------------------------|---|-----------------------|----------|-----------------------|----------|-----------------------|----------|
| 共同生活援助<br>(グループホーム)<br>(実利用見込人数) | 人 | 65                    | 5        | 85                    | 8        | 90                    | 8        |
| 施設入所支援<br>(実利用見込人数)              | 人 | 60                    | 0        | 60                    | 0        | 60                    | 0        |
| 自立生活援助<br>(実利用見込人数)              | 人 | 0                     | 0        | 1                     | 0        | 1                     | 0        |

〔 確保の方策 〕

- グループホームについては、事業所ヒアリングにおいてもニーズが高く、高齢化や障害の重度化を見据え重要なサービスとなっています。障害のある方が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として整備の必要性が高いため、設置にあたっては県や近隣市町村の動向を踏まえるとともに、サービス提供事業者との連携や情報提供などを通じて参入促進に努めます。また、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、専門的人材の確保や質的向上を働きかけます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障害のある方に対する誤解・偏見が生じないように、障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 施設入所支援については、審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

## ② 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

### 〔 サービス概要 〕

| サービスの種別 | 実施内容  |
|---------|---|
| 計画相談支援  | 障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。 |
| 地域移行支援  | 障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。                               |
| 地域定着支援  | 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者、地域生活が不安定な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。                |

### 〔 サービス見込量（活動指標） 〕

#### ○ 算定にあたっての考え方

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

サービス見込量（1月当たり）

| 区 分                 |   | 平成 30 年度<br>(2018 年度) | 事業<br>所数 | 平成 31 年度<br>(2019 年度) | 事業<br>所数 | 平成 32 年度<br>(2020 年度) | 事業<br>所数 |
|---------------------|---|-----------------------|----------|-----------------------|----------|-----------------------|----------|
| 計画相談支援<br>(実利用見込人数) | 人 | 95                    | 3        | 100                   | 3        | 105                   | 3        |
| 地域移行支援<br>(実利用見込人数) | 人 | 1                     | 1        | 1                     | 1        | 1                     | 1        |
| 地域定着支援<br>(実利用見込人数) | 人 | 1                     | 1        | 1                     | 1        | 1                     | 1        |

### 〔 確保の方策 〕

- ・計画相談支援については、利用者の心身の状況、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価などを適切に把握できる人材の育成に努めます。
- ・病院や施設から地域生活に移行する際の住居確保や手続の同行などの地域移行支援と、地域生活移行後の相談体制の確保や緊急時の連絡などの地域定着支援を活用できるよう、当事者を始め、家族、病院、地域等関係する方々への啓発活動を行い、あわせて事業の周知を図ります。
- ・地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害のある方がそのまま住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行支援及び地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

### (3) 障害児支援

#### 1) 障害児福祉サービス

子ども・子育て支援法には「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。」と基本理念が定められています。障害児支援では、共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築が重要です。障害児においては就学前と就学後では生活環境が大きく変わる中、ライフステージに応じた日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等適切な支援が求められます。

#### [ サービス概要 ]

| サービスの種別        | 主な対象者   | 実施内容  |
|----------------|---|---|
| 児童発達支援         | 身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害児を含む）               | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。   |
| 放課後等<br>デイサービス | 学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児                         | 学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。  |
| 保育所等訪問支援       | 保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童                               | 障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。                        |
| 医療型児童発達支援      | 上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童                                      | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。  |
| 障害児相談支援        | 障害児通所支援を利用するすべての障害児                                       | 障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援    | 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児 | 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。  |

| サービスの種別                            | 主な対象者        | 実施内容  |
|------------------------------------|--------------|---|
| 医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 医療的ケアが必要な障害児 | 医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、福祉・保健・医療・保育・教育等の関連分野の支援を調整するためのコーディネーターを配置します。 |

〔 サービス見込量（活動指標） 〕

○ 算定にあたっての考え方

現に利用している障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを算出します。

サービス見込量（1月当たり）

| 区 分                      |    | 平成 30 年度<br>(2018 年度) | 事業<br>所数 | 平成 31 年度<br>(2019 年度) | 事業<br>所数 | 平成 32 年度<br>(2020 年度) | 事業<br>所数 |
|--------------------------|----|-----------------------|----------|-----------------------|----------|-----------------------|----------|
| 児童発達支援<br>(実利用見込人数)      | 人  | 40                    | 5        | 40                    | 6        | 40                    | 6        |
|                          | 人日 | 256                   |          | 256                   |          | 256                   |          |
| 放課後等デイサービス<br>(実利用見込人数)  | 人  | 134                   | 6        | 147                   | 6        | 160                   | 6        |
|                          | 人日 | 1,447                 |          | 1,588                 |          | 1,728                 |          |
| 保育所等訪問支援<br>(実利用見込人数)    | 人  | 2                     | 1        | 2                     | 1        | 2                     | 1        |
|                          | 人日 | 8                     |          | 8                     |          | 8                     |          |
| 医療型児童発達支援<br>(実利用見込人数)   | 人  | 0                     | 0        | 0                     | 0        | 0                     | 0        |
|                          | 人日 | 0                     |          | 0                     |          | 0                     |          |
| 居宅訪問型児童発達支援<br>(実利用見込人数) | 人  | 0                     | 0        | 0                     | 0        | 1                     | 0        |
|                          | 人日 | 0                     |          | 0                     |          | 1                     |          |
| 障害児相談支援<br>(実利用見込人数)     | 人  | 33                    | 4        | 37                    | 4        | 41                    | 4        |

| 区 分                                |     | 平成 30 年度<br>(2018 年度) | 平成 31 年度<br>(2019 年度) | 平成 32 年度<br>(2020 年度) |
|------------------------------------|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 人／年 | 0                     | 0                     | 1                     |

〔 確保の方策 〕

- ・ 県の専門機関、医療機関、保育所・学校、サービス提供事業所との連携強化による横断的な取組により、障害児支援の充実に努めます。
- ・ 障害児サービスについて、年代や障害の特性に応じたサービス量の確保とともに質の向上の充実に努めます。

## 2) 子ども・子育て支援

### ① 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備においては、子育て支援施策と緊密な連携を図りながら、障害児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制を整備します。

### ② 障害児の子ども・子育て支援等の利用量の見込みと提供体制

障害児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込み及びその提供体制については、『愛西市子ども・子育て支援事業計画』において、平成 31 年度末（2019 年度末）までの、障害児も含めた、子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制を定めていることから、『愛西市子ども・子育て支援事業計画』との整合性を確保し、協議・調整しながら進めていきます。

障害児の子ども・子育て支援等の利用見込量

| 区 分         |   | 平成 30 年度<br>(2018 年度) | 平成 31 年度<br>(2019 年度) | 平成 32 年度<br>(2020 年度) |
|-------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 保育所         | 人 | 35                    | 35                    | 35                    |
| 認定こども園      | 人 | 6                     | 6                     | 6                     |
| 放課後児童健全育成事業 | 人 | 10                    | 10                    | 10                    |

#### (4) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施します。もって障害のある方の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

なお、地域生活支援事業には、法律上実施しなければならない必須事業と市町村が独自に行う任意事業の2種類があります。

##### [ 地域生活支援事業一覧 ]

###### <必須事業>

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
  - ・障害者相談支援事業
  - ・基幹相談支援センター等機能強化事業
  - ・住宅入居等支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
  - ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業
  - ・手話通訳者設置事業
- 日常生活用具給付等事業
  - ・介護・訓練支援用具
  - ・自立生活支援用具
  - ・在宅療養等支援用具
  - ・情報・意思疎通支援用具
  - ・排泄管理支援用具
  - ・居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター

###### <任意事業>

- 日中一時支援事業
- 訪問入浴サービス事業
- 福祉ホーム事業
- 自動車運転免許取得費助成事業
- 自動車改造費助成事業
- 更生訓練費給付事業
- 施設入所者就職支度金給付事業

[ サービス概要 ]

| 項目                | 実施内容   |
|-------------------|--|
| 理解促進研修・啓発事業       | <p>障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。</p> <p>ア 教室等開催<br/>障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。</p> <p>イ 事業所訪問<br/>地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。</p> <p>ウ イベント開催有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。</p> <p>エ 広報活動障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。</p> <p>オ その他形式上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。</p> |
| 自発的活動支援事業         | <p>障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。</p>  |
| 障害者相談支援事業         | <p>障害者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言した上で、おおむね次の事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービスの情報提供及び相談等の利用援助</li> <li>・ 各種支援施策や社会資源を活用するための助言及び指導等の支援</li> <li>・ 社会生活力を高めるための支援</li> <li>・ ピアカウンセリング</li> <li>・ 権利の擁護のために必要な援助</li> <li>・ 専門機関の紹介</li> <li>・ 虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整</li> <li>・ その他障害者等への必要な支援</li> </ul> <p>【地域総合支援協議会】<br/>地域の相談機関相互の情報交換や相談技術の向上等の目的として、相談支援センターを核とする障害者の総合相談支援ネットワーク化を図るとともに、保健、医療、学校、企業等との協力体制の充実を図るための機関です。</p>  |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | <p>基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置や、基幹相談支援センター等が地域における相談支援業者に対する専門的な指導・助言、人材の育成の支援など、相談支援体制の強化の取組を行います。</p>   |

| 項目             | 実施内容   |
|----------------|--|
| 住宅入居等支援事業      | 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。  |
| 成年後見制度利用支援事業   | 障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障害者または精神障害者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。  |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。  |
| 意思疎通支援事業       | 聴覚、言語機能、音声機能障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。  |
| 日常生活用具給付等事業    | <p>重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。</p> <p>【介護・訓練支援用具】<br/>特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド</p> <p>【自立生活支援用具】<br/>入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置</p> <p>【在宅療養等支援用具】<br/>透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、動脈血中酸素飽和度濃度測定器（パルスオキシメーター）</p> <p>【情報・意思疎通支援用具】<br/>携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用音声ICタグレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳スピーチプロセッサ（買替え）</p> <p>【排泄管理支援用具】<br/>ストマ装具（ストーマ用具、洗腸用具）、紙オムツ等（紙オムツ、脱脂綿、サラシ、ガーゼ、洗腸用具）、収尿器</p> <p>【住宅改修費】<br/>居宅生活動作補助用具</p> |
| 手話奉仕員養成研修事業    | 聴覚障害者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。   |
| 移動支援事業         | 屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。   |
| 地域活動支援センター     | 障害者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。  |

| 項目             | 実施内容   |
|----------------|--|
| 日中一時支援事業       | 障害者等に対し、特別支援学校等の下校後や日中における活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するための事業です。 |
| 訪問入浴サービス事業     | 重度身体障害者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。   |
| 福祉ホーム事業        | 現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で、居宅その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害者の地域生活をサポートする事業です。       |
| 更生訓練費給付事業      | 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする事業です。                             |
| 施設入所者就職支度金給付事業 | 施設に入所又は就労移行支援事業等を利用している者が訓練を終了し、就職等自立した場合、就職支度金を支給する事業です。                              |

〔 サービス見込量（活動指標） 〕

○ 算定にあたっての考え方

日常生活用具給付等事業においては、利用実績の推移を勘案して、量の見込みを算出します。

移動支援事業、日中一時支援事業においては、現に利用している方の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを算出します。

その他については利用実績や本市の行政規模等を勘案して見込みます。

| 区 分                   |             | 平成 30 年度<br>(2018 年度) | 平成 31 年度<br>(2019 年度) | 平成 32 年度<br>(2020 年度) |
|-----------------------|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 理解促進研修・啓発事業           | 実施の有無       | 有                     | 有                     | 有                     |
| 自発的活動支援事業             | 実施の有無       | 有                     | 有                     | 有                     |
| 相談支援事業                |             |                       |                       |                       |
| 障害者相談支援事業             | 実施見込<br>か所数 | 1                     | 1                     | 1                     |
| 基幹相談支援センター            | 設置の有無       | 無                     | 無                     | 無                     |
| 基幹相談支援センター等<br>機能強化事業 | 実施の有無       | 無                     | 無                     | 無                     |
| 住宅入居等支援事業             | 実施の有無       | 無                     | 無                     | 無                     |
| 成年後見制度利用支援事業          | 実利用<br>見込者数 | 1                     | 1                     | 1                     |
| 成年後見制度法人後見支援<br>事業    | 実施の有無       | 無                     | 無                     | 無                     |

| 区 分                   |                             | 平成 30 年度<br>(2018 年度) | 平成 31 年度<br>(2019 年度) | 平成 32 年度<br>(2020 年度) |
|-----------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 意思疎通支援事業              |                             |                       |                       |                       |
| 手話通訳者・<br>要約筆記者派遣事業   | 実利用見込件数                     | 8                     | 8                     | 8                     |
| 手話通訳者設置事業             | 実設置見込者数                     | 0                     | 0                     | 1                     |
| 日常生活用具給付等事業           |                             |                       |                       |                       |
| 介護・訓練支援用具             | 給付等見込件数                     | 5                     | 5                     | 5                     |
| 自立生活支援用具              | 給付等見込件数                     | 10                    | 10                    | 10                    |
| 在宅療養等支援用具             | 給付等見込件数                     | 10                    | 10                    | 10                    |
| 情報・意思疎通支援用具           | 給付等見込件数                     | 5                     | 5                     | 5                     |
| 排泄管理支援用具              | 給付等見込件数                     | 1,567                 | 1,606                 | 1,645                 |
| 居宅生活動作補助用具<br>(住宅改修費) | 給付等見込件数                     | 3                     | 3                     | 3                     |
| 手話奉仕員養成研修事業           | 実養成講習<br>修了見込者数<br>(登録見込者数) | 12                    | 12                    | 12                    |
| 移動支援事業                | 延べ利用見込<br>時間数               | 4,400                 | 5,000                 | 5,600                 |
|                       | 実利用<br>見込者数                 | 48                    | 50                    | 52                    |
| 地域活動支援センター（市内）        | 実施見込か所数                     | 3                     | 3                     | 3                     |
|                       | 実利用見込者数                     | 34                    | 34                    | 34                    |
| 地域活動支援センター（市外）        | 実施見込か所数                     | 15                    | 15                    | 15                    |
|                       | 実利用見込者数                     | 27                    | 27                    | 27                    |
| 日中一時支援事業              | 実施見込<br>か所数                 | 30                    | 31                    | 32                    |
|                       | 延べ利用<br>見込日数                | 77                    | 82                    | 87                    |
|                       | 実利用<br>見込者数                 | 8,162                 | 8,692                 | 9,222                 |
| 訪問入浴サービス事業            | 実施見込か所数                     | 2                     | 2                     | 2                     |
|                       | 実利用見込者数                     | 5                     | 5                     | 5                     |
| 福祉ホーム事業               | 実施見込か所数                     | 2                     | 2                     | 2                     |
|                       | 実利用見込者数                     | 8                     | 8                     | 8                     |
| 施設入所者就職支度金<br>給付事業    | 実利用見込者数                     | 0                     | 0                     | 0                     |

## 〔 確保の方策 〕

### 理解促進研修・啓発事業

年1回、理解促進研修啓発の講演会を開催し、障害への理解を深めます。

### 自発的活動支援事業

当事者も含めた地域住民が行う防災訓練への積極的な支援を行います。

### 相談支援事業

事業所ヒアリング調査において、相談支援事業所が不足しているという声があがっています。障害のある方が、主体的に福祉サービスを選ぶことにより、自立した地域生活を継続していくことができるよう、市内の事業所と提携して相談支援体制を確保し、専門的な相談対応と、地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。

### 成年後見制度利用支援事業

ホームページ等への掲載を通して、事業内容や対象となる障害の種類について周知を図ります。

### 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

### 意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業の実施とともに、要約筆記者派遣事業を行うことにより、手話を使用しない人への対応力を高め、情報バリアフリーの環境づくりを図ります。

手話通訳者設置事業については、市が行う養成講座を通して、手話通訳ボランティアのスキル向上を図り、県の認定手話通訳者を確保して手話通訳者の設置をめざします。

### 日常生活用具給付等事業

事業内容や給付の対象となる種類について周知を図ります。

日常生活用具の給付を通して、障害のある方の日常生活の利便を図り、自立生活を支援します。

### 手話奉仕員養成研修事業

ボランティア活動に興味がある方を把握し、活動の場を提供するなどボランティアの育成に努めます。その中で、手話に興味がある方に手話奉仕員養成研修への参加を働きかけます。

### 移動支援事業

障害のある方の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要な福祉サービスとして、今後も継続して支援をします。

### 地域活動支援センター

障害のある方が創作活動を通じて生き甲斐がもてる場と位置づけ、地域活動支援センターの提供事業者を支援します。

### 日中一時支援事業

家族の一時的な休息を確保するための重要な福祉サービスとして、今後も継続して支援をします。

### 訪問入浴サービス事業

身体を清潔に保つことは、介護を必要としている人にとってはとても大切なことであり、様々な病気（床ずれ、皮膚病等）の予防、発見に繋がります。利用対象者は限られていますが、自宅で暮らす障害のある方の心身状況と生活の質の維持に不可欠な福祉サービスとして今後も継続して事業を実施します。

### 福祉ホーム事業

福祉ホームの設置目的を踏まえ、入居を希望する障害者に対して、事業者との連携を図り支援を行います。

### 自動車運転免許取得費助成事業

社会参加を支援する事業として、サービスの内容や対象となる障害の種類について周知を図ります。

#### 自動車改造費助成事業

社会参加を支援する事業として、サービスの内容や対象となる障害の種類について周知を図ります。

#### 更生訓練費給付事業

対象者の把握および適正な給付に努めます。

#### 施設入所者就職支度金給付事業

対象者の把握と給付を迅速に行うよう努めます。



## 第 5 章

# 計画の推進体制及び評価

## 1 計画の推進

### (1) 愛西市障害者地域総合支援協議会

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

#### ① 協議会の位置づけ

障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定により、地方公共団体は、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならないとされています。また、この協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある方への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされています。本市では、この法律に基づき、地域総合支援協議会を設置しています。

#### ② 協議会の役割について

これまで地域の中で把握された課題やニーズについては、市町村や相談支援事業者それぞれでは、なかなか解決が難しいことがありました。地域総合支援協議会は、そのような課題を地域全体で検討し、改善・解決する役割を担っています。

#### ○協議会の役割

- ・相談支援事業者の運営評価等
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・地域の社会資源の開発、改善
- ・相談支援機能強化事業等の活用に関する協議
- ・障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること
- ・その他協議会の目的を達成するために必要な事項

### ③ 愛西市障害者地域総合支援協議会について

本市では、協議会の下部組織として、運営委員会・プロジェクトチーム・各支援部会・各個別支援会議から構成されています。

#### 1 全体会（年1回開催）

運営委員会からの報告を受け、地域課題や施策提案等について全体で確認をします。

#### 2 運営委員会（毎月開催）

各支援部会、各プロジェクトチームからの課題や情報等を集約し、整理・分析します。また、協議会の円滑な実施に向けた各部会等の調整を行います。

#### 3 各プロジェクトチーム（必要に応じ結成し、開催）

課題に応じたメンバーにより、課題解決に向けた調査・検討等を行います。

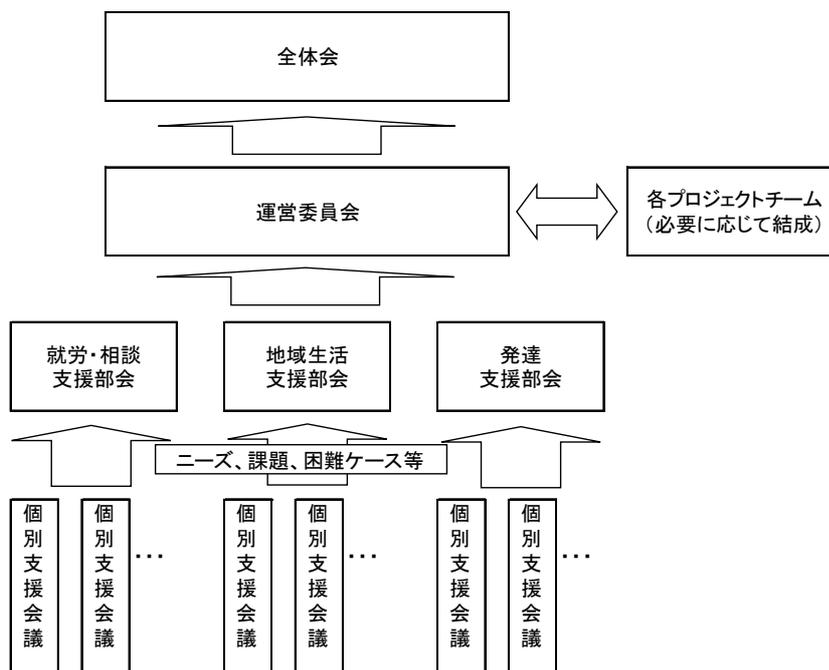
#### 4 各支援部会（年4回程度及び随時開催）

- ・ 個別支援会議からの課題等を分野ごとに更に深めて議論を行います。
- ・ 各分野にある課題について、関係機関による連携により改善に取り組みます。
- ・ 各分野においてスキルアップを図るため、勉強会、情報交換等を行います。

#### 5 各個別支援会議（随時開催）

各個人についての課題等について検討を行います。

愛西市障害者地域総合支援協議会イメージ図



## (2) 障害福祉施策の総合的な推進

### ① 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や市民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

### ② 国、愛知県、近隣自治体との連携

本計画の内容は、愛西市単独で対応できないものも含まれています。国、県の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

### ③ 専門的人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の確保を進めます。

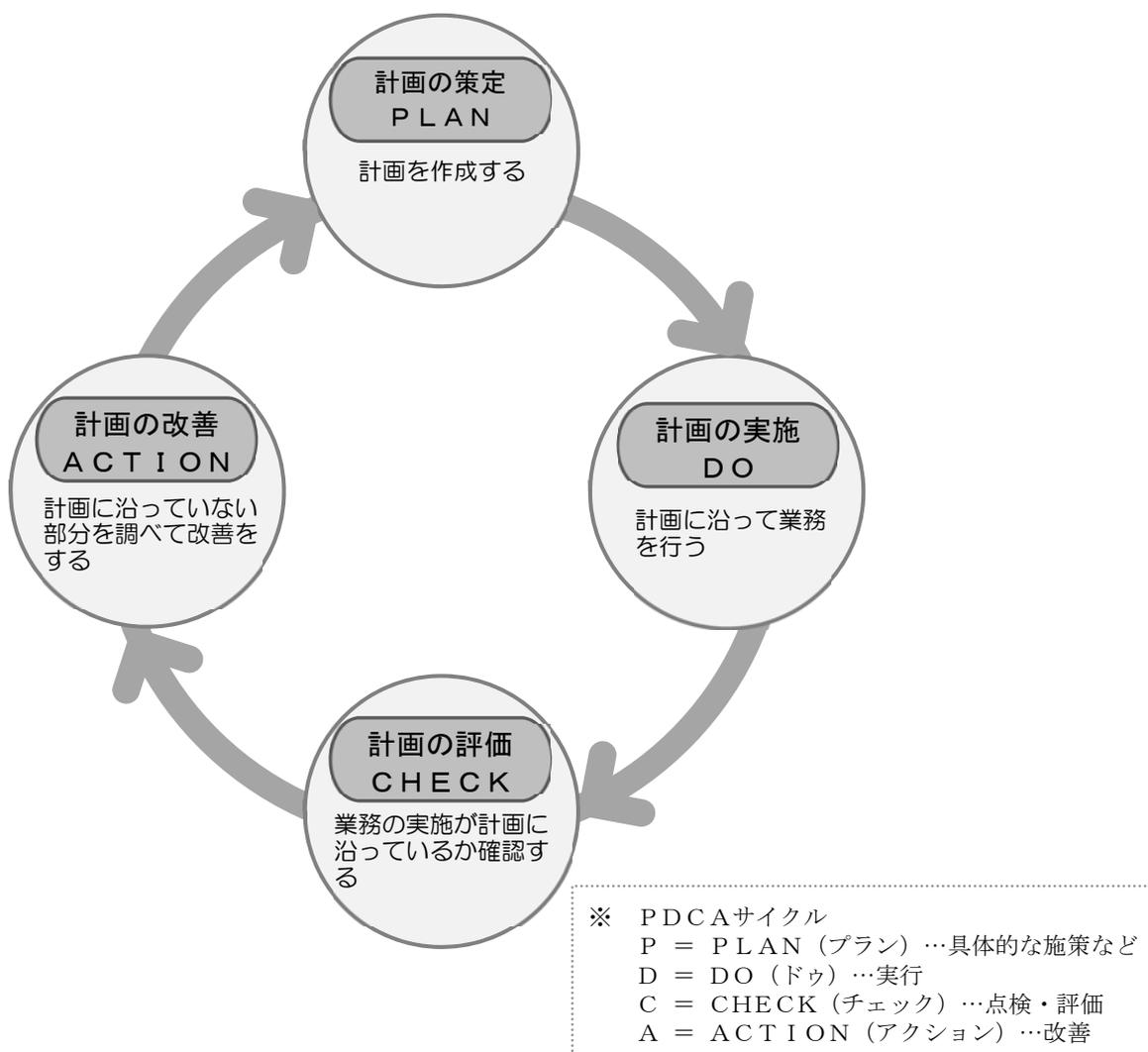
### ④ 財源の確保

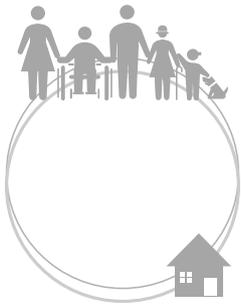
本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、県に対し各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望します。

## 2 計画の評価

障害者総合支援法において「市町村及び都道府県は、障害福祉計画に掲げた事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行う。」と示されています。それを受けて計画に係る国の基本指針では、数値目標や障害福祉サービス等の見込量等を新たに成果目標と活動指標に整理した上で、P DCAサイクルのプロセス等について明記することとしています。

本市では、成果目標及び活動指標については、県と連携して実績を把握し、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、愛西市地域総合支援協議会が中心となり、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等を行います。





# 資料編

## 1 愛西市障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成26年3月28日

訓令第11号

改正 平成29年3月31日訓令第11号

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するため、愛西市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他障害福祉計画の策定に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が依頼する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 障害福祉関係者
- (3) 教育・雇用関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に委員の互選により、会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長は、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する副会長をあらかじめ指名する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(愛西市障害福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 愛西市障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成20年愛西市訓令第35号)は、廃止する。

(初回の会議の招集)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の会議は、市長が招集する。

附 則(平成28年3月31日訓令第57号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

4 この訓令は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成29年3月31日訓令第11号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 2 愛西市障害福祉計画策定委員会委員名簿

| 氏 名   | 所 属 名 ・ 職 名              | 備 考 |
|-------|--------------------------|-----|
| 飯田春夫  | 愛西市身体障害者協会会長             |     |
| 大崎弘師  | 愛西市立佐屋西小学校長              |     |
| 大鹿秀夫  | 大鹿歯科医院 院長                |     |
| 榊原昌子  | 津島公共職業安定所長               |     |
| 柴田義継  | 愛西市社会福祉協議会長              | 会長  |
| 杉方南衣  | 愛西市教育委員会委員               |     |
| 鈴木匡史  | 鈴木整形外科 院長                |     |
| 祖父江元宏 | 愛知県立佐織特別支援学校長            |     |
| 辻 真弓  | 津島保健所健康支援課長              |     |
| 土方君春  | 愛西市心身障害児者保護者会長           |     |
| 横井三千雄 | 愛西市民生児童委員協議会長            | 副会長 |
| 渡邊かおり | 愛知県立大学 教育福祉学部 社会福祉学科 准教授 |     |

第5期愛西市障害福祉計画  
第1期愛西市障害児福祉計画

平成30年3月

愛西市役所 健康福祉部 社会福祉課

電話：0567-55-7115

FAX：0567-26-5515

E-Mail：syakai-fukusi@city.aisai.lg.jp